

第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご

平成24年度地域の福祉力セミナー

参加・宿泊・交流会等の申し込みのご案内

第6回全国校区・小地域福祉活動サミットおよび平成24年度地域の福祉力セミナーが、兵庫県神戸市にて開催されることを心よりお慶び申し上げます。

皆様の参加登録・宿泊・交流会等のご案内を弊社「名鉄観光サービス(株)神戸支店」が担当させていただきますことになりました。社員一同万全の体制で準備いたします所存でございます。

多数のご参加を心よりお待ちしております。

名鉄観光サービス(株)神戸支店
支店長 宮田 章

I 第6回全国校区・小地域福祉活動サミット in KOBE・ひょうご

【日 時】2013年1月12日(土) 10:30～17:45

【会 場】神戸国際展示場 コンベンションホール(全体会)

神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス(分科会)

※開催要項に会場のご案内を掲載しております

【参加費】お一人様 3,500円

【定 員】3,500名

II 平成24年度地域の福祉力セミナー

【日 時】2013年1月13日(日) 10:00～15:30(予定)

【会 場】神戸国際会議場(市民広場駅下車すぐ) ※サミット会場とは異なります

【参加費】お一人様 5,000円 (下記地図参照)

【定 員】250名



1、参加申し込みについて

- (1) 参加ご希望の方は、添付の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、11月30日（金）までにFAXまたは郵送でお送りください。
- 参加申込書は、宿泊・交流会の申込書も兼ねております。
 - 申込先：名鉄観光サービス(株)神戸支店
〒650-0038 兵庫県神戸市中央区西町35 三井神戸ビル3F
TEL：078-321-5005 FAX：078-321-5019
 - 申し込み締切後に順次、予約関係書類および請求書を送付いたします。なお、団体でのお申し込みの場合は、一括での請求・送付となりますのでご了承ください。
 - 予約関係書類及び請求書到着後、指定期日までにお振込をお願いいたします。
- (2) 会場の都合により、それぞれ定員に達した時点で申し込みを締め切らせていただくことがあります。また、分科会会場の都合で希望される分科会にご参加いただけない場合もありますのでご了承ください。
- (3) 手話通訳・要約筆記・車いす補助等が必要な場合は、参加申込書備考欄に具体的にご記入ください。
- (4) 参加申し込み後の変更・取消については、「9. 変更・取消について」をご参照ください。

【以下は、サミットに関するご案内になります】

2、バス駐車場について

- バスでお越しの場合は指定の駐車場をご用意いたします。場所等は別途ご案内いたします。
なお、乗用車でお越しの場合は、周辺の有料駐車場をご利用ください。
- 駐車管理料：バス1台あたり 2,000円 ※予定（バス1日） ※現地払い
- 参加申込書に台数等をご記入ください。

3、出展ブース・資料配布の申し込みについて（開催要項にもご案内を掲載しております）

- 全体会を開催する神戸国際展示場内でのポスター展示や出版物や授産品・物産品の頒布、活動紹介パンフレットやチラシ配布の希望を受け付けます。
- 内容によってはご希望に添えない場合があります。
- 出展料：無料 ※ただし、サミットへの参加が必要
- 募集数：出展ブースは15団体（応募者多数の場合は選考）
資料配布は70団体（先着順）
- 条 件：＜出展ブース＞1団体1ブース（机1本・パネル1枚）まで
（机・・・W1800×D500×H700 パネル・・・H1800×W900 を予定）
展示物・頒布物の事前受け取りは不可
＜資料配布＞A4サイズ以下で2種類まで、1種類あたり300部程度
配布資料の事前受け取りは可
- ご希望の方は参加申込書に内容等をご記入ください。詳細は、あらためてご案内いたします。

4、お弁当について

○全体会場（神戸国際展示場）付近は飲食店、コンビニエンスストアが少ないので、お申し込みをお勧めします。

- 利用日：1月12日（土）
- 引渡場：神戸国際展示場 コンベンションホール受付
- 代 金：500円（お茶付）
- ご希望の方は参加申込書の弁当欄に○印をご記入ください。

5、交流会について

- 日 時：1月12日（土）18：30～20：00（予定）
- 会 場：神戸学院大学 ポートアイランドキャンパス カフェテリア「BREATH」
- 参加費：3,000円
- 定 員：250名
- 参加ご希望の方は参加申込書の交流会欄に○印をご記入ください。

6、お土産について

○サミット参加のお土産に「神戸ふれあい工房 ※」がお勧めする「サミットおみやげ袋」をどうぞ。

- 内 容：兵庫県内と東日本大震災被災地の障がい者施設で作られたクッキーや雑貨の詰め合わせ（袋により内容が一部異なることがあります）
- 代 金：1,500円
- 限定 200個、先着順
- ご希望の方は参加申込書のお土産欄に○印をご記入ください。

※神戸ふれあい工房…障がいがある方が作った商品を販売する店舗（JR神戸駅南地下街内）

7、宿泊について（宿泊施設を別途掲載しております）

- 宿泊日：2013年1月11日（金）・12日（土）
- 条 件：1泊朝食付
- 全施設の紹介はできかねますので、ホテル情報はホームページ等でご確認をお願い申し上げます。
- 当日は隣接するワールド記念ホールで大規模なコンサートが予定されており、周辺ホテルは相当の混雑が予想されます。お早めにお申し込みをお願い申し上げます。
- ご希望の方は参加申込書の宿泊プラン欄に必要事項をご記入ください。

8、オプションツアーについて ※詳しくは、別添案内チラシをご覧ください

- 日 時：1月13日（日）9：30～14：30
- 内 容：『神戸で震災を学ぼう』と題して、午前に「人と防災未来センター」を見学し、午後から「防災・減災セミナー」に参加します。（定員：200人）
- 会 場：人と防災未来センター（午前）・神戸市勤労会館（午後）
- 参加費：1,800円（「人と防災未来センター」入館料を含む）
- 参加ご希望の方は参加申込書のオプションツアー欄に○印をご記入ください。
- 9：30に「人と防災未来センター」へ各自で集合後、順次見学。
午後から、神戸市勤労会館でセミナーを実施します（各自移動・各自昼食）

※お詫び）開催要項（P2 大会概要・下段）では「10:00～14:00」と記載しておりますが、正しくは「9:30～14:30」です。
お詫びのうえ、訂正いたします。

地区名	ホテル名	客室 タイプ	宿泊料金(円) ※サービス料・税込		申込番号	アクセス
			11 日	12 日		
ポートアイランド	ポートピアホテル	シングル	15,000	16,000	A-S	大会会場近く
		ツイン	13,000	14,000	A-T	
	クオリティホテル神戸	シングル	11,000	12,000	B-S	
		ツイン	9,000	10,000	B-T	
	ホテルパールシティ神戸	シングル	9,000	10,000	C-S	
		ツイン	8,000	9,000	C-T	
貿易センター駅	サンルートソプラ神戸	シングル	7,500	9,500	D-S	ポートライナー沿線 の貿易センター駅 徒歩5分圏内
		ツイン	6,500	8,500	D-T	
	ホテルヴィアマーレ神戸	シングル	8,000	9,500	E-S	
		ツイン	7,000	8,500	E-T	
三宮駅北側	ホテルザ・ビー神戸	シングル	9,500	11,500	F-S	三宮駅より北側 徒歩10分圏内 繁華街の中心地
		ツイン	7,000	9,000	F-T	
	エリアワンホテル神戸	シングル	8,000	9,500	G-S	
		ツイン	6,500	8,000	G-T	
	ホテルモントレ神戸	シングル	10,000	12,000	H-S	
		ツイン	8,500	10,500	H-T	
三宮駅南側	神戸東急イン	シングル	9,500	11,000	I-S	三宮駅より南側 徒歩10分圏内 ポートライナーへの アクセスも至便
		ツイン	8,000	9,500	I-T	
	三宮ターミナルホテル	シングル	11,000	12,000	J-S	
		ツイン	10,000	11,500	J-T	
	三宮ユニオンホテル	シングル	9,000	10,000	K-S	
	東横イン神戸三ノ宮2	シングル	7,500	8,000	L-S	
		ツイン	6,500	7,000	L-T	
	サンサイドホテル	シングル	8,000	9,000	M-S	
	APA ホテル神戸三宮	シングル	9,000	11,000	N-S	
	ダイワロイネット神戸三宮	シングル	9,000	11,000	O-S	
新神戸駅	ANA クラウン プラザ ホテル神戸	シングル	11,500	14,500	P-S	新神戸駅より 徒歩10分圏内 新幹線のアクセスが 至便
		ツイン	10,000	13,000	P-T	
	グリーンヒルホテル神戸	シングル	7,000	8,000	Q-S	
		ツイン	6,500	7,000	Q-T	
	グリーンヒルホテルアーバン	シングル	6,500	7,500	R-S	
		ツイン	6,500	7,500	R-S	

■ 添乗員は同行致しません。 ■ 最小催行人員 1名

日 付	スケジュール	
1/11 (金)	ご自宅又は前泊地又は各地⇒⇒(各自移動・お客様負担)⇒⇒各宿泊施設(泊)	朝：×昼：×夕：×
1/12 (土)	大会参加(各宿泊施設からお客様負担にて各自移動)⇒⇒⇒各宿泊施設(泊)	朝：○昼：×夕：×
1/13 (日)	各宿泊施設⇒⇒(各自移動・お客様負担)⇒⇒ご自宅又は後泊地又は各地	朝：○昼：×夕：×

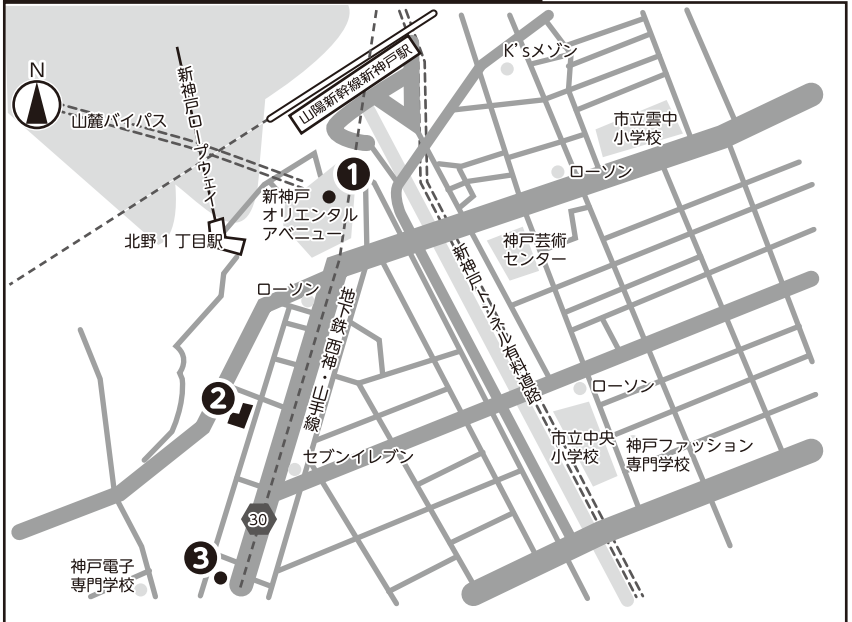
ポートアイランド周辺ホテルマップ

〈大会会場周辺〉



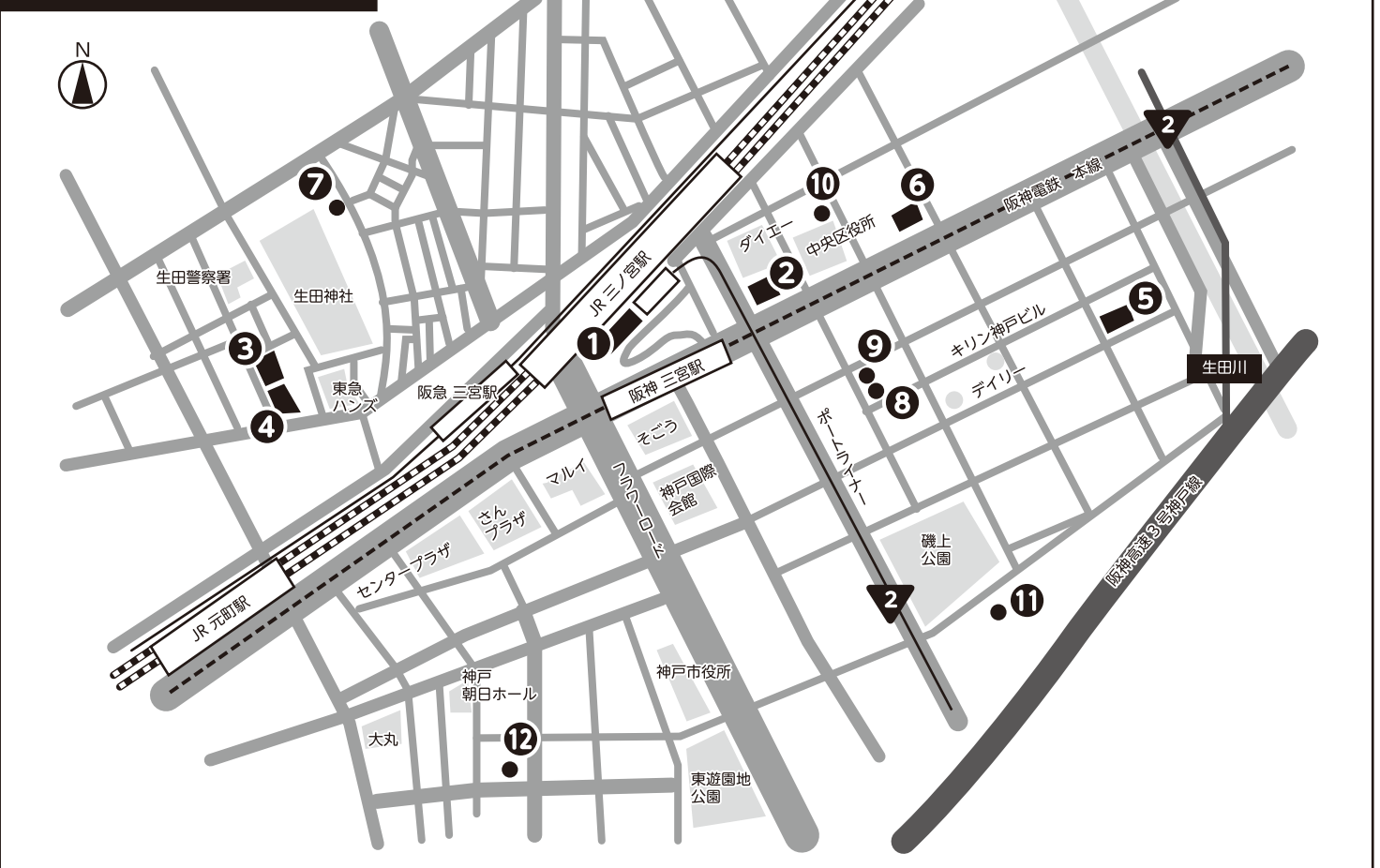
- ①ポートピアホテル
- ②ホテルパールシティ神戸
- ③クオリティホテル神戸

新神戸駅周辺ホテルマップ



- ①ANA クラウンプラザホテル神戸
- ②グリーンヒルホテル神戸
- ③グリーンヒルホテルアーバン

三宮駅周辺ホテルマップ



- ①三宮ターミナルホテル
- ②神戸東急イン
- ③ホテルモンテレ神戸
- ④ホテルザ・ビー神戸
- ⑤三宮ユニオンホテル
- ⑥サンサイドホテル
- ⑦エリアワンホテル神戸
- ⑧ダイワロイネット神戸三宮
- ⑨APA ホテル神戸三宮
- ⑩東横イン三ノ宮 2
- ⑪サンルートソプラ神戸
- ⑫ホテルヴィアマーレ神戸



9、変更・取消について

- (1) お申し込み後の変更・取消は、必ずFAXまたは郵送にて当社へご連絡ください。
- (2) 返金にかかる振込手数料は参加者負担とし、差引後ご指定口座へ返金いたします。
また未納の場合、変更・取消日現在の代金をお支払いいただきます。
- (3) 変更・取消料は下表のとおりです。(受付日は当社営業時間内とさせていただきます)
※営業時間 平日／9：00～18：00（土・日・祝・12/29～1/3は休み）

取 消 日	参加費	弁 当	交流会	宿 泊	オプション ツアー
11/30 まで	無料	無料	無料	無料	無料
12/1～12/13 まで	100% ※終了後、 資料を郵送 します	無料	無料	無料	無料
12/14～1/4 まで		無料	無料	20%	無料
1/5～前々日まで		50%	30%	30%	無料
前日		100%	50%	50%	無料
当日および無連絡		100%	100%	100%	100%

10、個人情報の取扱について

- 参加申し込みの際に提出された参加申込書に記載された個人情報は、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様からお申し込みいただいた宿泊等のサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。当社の個人情報の取扱に関する方針については当社の店頭又はホームページ (<http://www.mwt.co.jp>) でご確認ください。

また、大会の円滑な運営の為、大会主催者にお客様の個人情報を提出させていただく場合がございます。

11、旅行条件

- 本大会の申し込みは名鉄観光サービス㈱（観光庁長官登録旅行業第 55 号）が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は各プランに掲載されている条件の他、旅行条件書や出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款【募集型企画旅行契約の部】によります。次頁の旅行条件を説明した書面を事前に確認のうえ、お申し込みください。

<旅行企画・実施>

観光庁長官登録旅行業第 55 号 一般社団日本旅行業総合正会員ボンド保証会員
旅行業公正取引協議会会員

名鉄観光サービス株式会社 神戸支店

〒650-0038

兵庫県神戸市中央区西町 35 三井神戸ビル 3F

TEL078-321-5005/FAX078-321-5019

営業時間 9：00～18：00（土・日・祝・12/29～1/3 は休み）

総合旅行業務取扱管理者 岸本 訓満

外務員（担当者） 福元 洋次

・ 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、外務員からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく掲載の取扱管理者にお尋ねください。

承認番号 関営国 12-130

観光庁長官登録旅行業第55号
 名鉄観光 サービス
 株式会社

名鉄観光サービス株式会社

12.お客様の解除権(旅行開始前)

- (1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、当社らの営業日・営業時間内にお受けしますので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認ください。

(イ) 貸切船舶を利用するコース
当該船舶に係る取消料の規定によります(パンフレット等に記
載します。)

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契約を解除でき、
- (イ) 左欄に定める差金とされたとき、ただしその変更が第23項の表に左欄に掲げるときのその他の重要なものであることに限りまし、
- (イ) 第10項(イ)の規定に基づいて、旅行会社が帰郷を促したとき、
- (ロ) 天災地災、戦乱、暴乱、送達不能の事由が旅行会社の損失の発生、中止、全害害の命令その他の事由によつた場合において、旅行会社が合理的な努力を尽したにもかかわらず、又は予定不能となる可能性が極めて大いとき、
- (エ) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日(旅行開始日の前日)まで、ただし、旅行開始日の前日からさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始日まで)までに確定書面(最終日程表)を交付しなかつたとき、

- (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載された旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき、
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後、お客様のご都合によりコース変更又は出発日を変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の取消料の対象となります。

(1) 旅行開始後において、お客様の都合により旅行契約を解除又は一部解除に同意した場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻をいたしません。

(2) お客様の同意に賛同しない事由により旅行行程表に定める旅行サービスの提供を受けられなくなった場合は、お客様は可能な限り旅行サービス提供に際する部分の旅行契約を解除することができ、この場合、当社は旅行代金より、可能な限りお客様に旅行サービスに際する費用から、当社が当該サービスを提供する運賃・宿泊・観光料等に支払又はこれらを支拂うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

(1) お客様が第6項に定める期日までに旅行代金のお支払がないときは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないとみなし、当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第2項に定める取消料と已經の予約料をお支払いいただきます。

(2) ① 当社は、お客様が旅行に参加しないときは、お客様に理由をご説明して旅行開始前に旅行契約を解除することとなります。

② お客様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき、

③ お客様が病氣又は必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に赴けられないと当社が認めること。

(ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げる行為があると当社が認めること。

(エ) お客様が契約内容に際し合理的な範囲を超える負担を求めたこと。

(オ) お客様の数がパレプ旅行等に記載した最少催行人員に達しないこと。この場合は旅行開始日の前日から起算して4日より前して13日目（日帰り旅行については3日目）に当たる日より前に、旅行中止の旨を通知すること。

(カ) スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないこと。

④ お客様が、お支払が滞りて大きいとき。

(キ) 天災地変、戦乱、暴動、逆送・滞泊機関等の旅行サービスの提供の停止、官公署の命令その他の害との害と十分な安全が保てない場合において、旅行書面に記載した旅行日程の全日かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれがあるとき。

(3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）から違約料を差し引いて払い戻します。

(4) により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（又は申込金）の全額を払い戻します。

(1) 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一方当事者としてあります。

(ア) お客様が病氣、必要な介護者の不在その他の事由により旅行の継続に支障をきたされたい。

(イ) お客様が旅行先を含む円満に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への遵行、これら者の者又は同行する他の旅行者に対する義務又かつ円満実施のために団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円満実施を妨げる。

(ウ) 天災地災、戦乱、暴動、兵火等当社の管理するサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の罰し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

(2) 解除の処置及び払戻し

(ア) (1)に旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに關して旅行契約は有効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。

(イ) 当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る金拂い、又は当該サービスを提供

(1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業者の営業所（以下併せて「当社」といいます。）にて、所定申込書に所定事項を記入し、(5)の申込金を添えてお申込ください。

(2) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることとなります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾を旨とする旨を通知した日の翌日から起算して3日以内の(1)の申込み手続をお願いいたします。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めることによりります。

(3) お客様との旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込金を受領したときに成立するものとします。

(4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社は、予約がなかったものと取り扱います。

(5) お申込みの際、おひとりで旅行につき以下の申込金をお支払いいただきます。一申込金（お支払対象旅行代金）又は「取消料」「違約料」のいずれかを全額として取り扱います。

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (6) お客さまが途中で、滞席その他の事由により旅行契約の締結が直ちにできない場合には、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がお待ちいただける期間を指定したうえで、契約締結のお客さまにて登録し、予約可能となつてお手数をおかけすることがあります。この場合、申込金と同等額（預り金）にて申し受けれます。ただし、お客様より予約締結直後の滞席のお申出があった場合は、又はお待ちいただける期間が満了後として予約できなかった場合は、当該予約金を全額戻し戻しとなります。
- (7) 当社の旅行契約のお客さまの旅行契約の時期は、当社が予約可能となつた旨の通知を行ったときとします。
- (8) 当社は、(6)のお待ちいただける期間満了にお客様と連絡がとれなかったときは、予約可能となつた場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金全額戻し戻しいたします。
- (9) 当社は、団体グループを構成する各旅行者の代表として、旅行責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の行政手続を旅行責任者が有しているものとします。旅行責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社は、旅行責任者が構成者に対して現に、又は将来負うべき予約消滅上の債務又は義務については、何ら責任を負うものではありません。また、当社は、旅行責任者が団体グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ旅行責任者が消滅した構成者を旅行責任者としておきます。

(1) お申込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。

(2) 旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件としてさせていただきます場合があります。

(3) 特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行においては、年齢、資格、技能その他が、当社の指定する条件に合致しない場合はお申込みをお断りする場合があります。

(4) 妊婦中、健康状態が著しく不安定な方、身体に難がけをお持ちの方、補助犬使用者の方など、特別な配慮（サービスの手配等）を必要とする場合は、旅行申込み時におけるその旨をお申し出ください。お申し出が合理的な範囲内にては応じます。なお、お客様からの申込みに基づき、当社がお客様のために誠に特別な措置（要する追加費用はお客様の負担となります。また、旅行当日や現地手配、送迎・泊り施設等）の状況等により健康診断書の提出、同行者・お介助の方のご同行を条件としていただくが、日程の一部変更や参加をお断りする場合

(ア) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断又は加療が必要とされる場合が判断した場合には、必要と認めるときは、お客様がご負担される。但し費用はお客様の負担とする。

(イ) お客様がご負担される場合は、原則として、お申込みいただいたコースより、別途追加料金で受けさせていただきます。

(ロ) お客様の旅行中により旅行の行程が変更される場合は、その行程の変更の有無、内容等によって旅行代金や保険料の返金等の手続きが実施される。

(ハ) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。

(ニ) その他当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることがあります。

(1) 当法人は、旅行契約が成立した場合は速やかに旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面に「旅行日程表」とします。当書面に於てお渡しします。旅行条件及び当社の責任の範囲は、旅行日程表の記載、確定書面(最終旅程表)は旅行契約の一部として旅行日程表の確定した旅行日程、航空機の便名、3つ星及び宿泊ホテル名、集合開始時刻及び時刻等が記載された確定書面(最終旅程表)を速くとも旅行開始日の前日よりお渡しします。ただし、旅行開始日の前日より記載してさかのぼり7日以内と当たる日以降に旅行の手配みがなされた場合には、旅行開始日よりお渡しします。また、お渡し時期前であってもお慰め合わせいただければ、手配内容についてご説明いたします。

(3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範疇は、確定書面(最終旅程表)に記載することと特定されます。

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に全額お支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日までの当社が指定する期日までにお支払いいただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

(1) 旅行日程に明示された以下のものが含まれます。
 (ア) 旅行日程に「お客様負担」と記載したものを除きます。
 (イ) 航空運賃及び船舶・鉄道運賃等（コースにより等級が異なります）
 (ウ) バス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
 (エ) 宿泊代金及び船・サービス料金
 (オ) 食事代金及び心付け
 (カ) 団体行動中の入場料
 (キ) 乗客が同行するコースの乗客も同行代金
 (ク) その他、バリエーション等々で明示する旨の明示したもの

(2) ①の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として戻金にはいたしません。

第7項の他は含まれません。その一部を例示します。

- (ア) 自宅から集合・解散場所までの交通費、宿泊費等
- (イ) 超過手荷物料金(規定の重量・長さ・個数を超える分について)
- (ウ) 航空機・船舶・鉄道・バス・タクシー料、ホテルの料金、インターネットへのチャージ、その他追加料金等個人の性質上の諸費用、及びこれに伴う給付金等
- (エ) 飯食・疾病に関する応急費等
- (オ) 「オプション旅行」等と称し、現地に希望者のみを募って実施する小旅行等の代金
- (カ) 「○○旅行」、「○○追加旅行」とパンフレット等に記載した追加代金
- (キ) 空旅費実施に伴う利用(バリエーション)に示し、と場合を除きます。

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、暴走、窃盗・横領等の旅行サービス提供の中止、公営の命令、当初の旅行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与をしない事由が生じた場合には、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために、事由を得ないとは、お客様にあらかじめ通知や当該事由が当社の関与をしないものである理由および当該事由との因果関係を説明し、旅行日程、旅行サービスの内容及その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において事由を得ないとは、地震、津波、「特別」、「未定」。

当社は、旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。

(ア)利用する送迎車両の種別・料金が変更し、経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂価格となる等、上記基準額より旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額する場合のみときは、旅行開始日の前日より算出したがのべつて「5日以内」に定める日より前にお客様に通知します。

(イ)当社は、(ア)の定むる適用用度・料金の大幅な減額がなされるときは、(ア)の定めるところにより、その減少分額だけ旅行代金を減額します。

(ウ)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その差を差額として旅行代金を減額します。

(エ)第9項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、サービスの提供が行われるにもかかわらず別途・宿泊期間等の座席・部屋等の他の種別費が不足したとき(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場合を除き、当社は(ア)の変更基準額に旅行代金を変更します。

(オ)当社は、前述(ア)の適用用度・料金の大幅な減額がなされる場合を除き、第9項(エ)の場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由により当該利用内容が変更になったときは、当該利用内容に準じてご利用に用いた旅行代金を変更します。

(1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当該お客様が指定した別の方に譲渡することができず、この場合、当社所定の委任状に必要事項をご記入のうえ手数料（おひとりにつき10,500円・消費税込み）と共に当社にご提出していただきます。

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が承認し、(1)の手数料を当社が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受けたい、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

する運送・宿泊機関等に支払又はこれから支払うべき取送料、違約料その他の名目による費用を差し引き払い戻します。

16.旅行代金の払戻し

- (1) 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあてはる解除の翌日から起算して7日以内に、残額又は旅行開始後の解除による払戻しにあてはる契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。
- (2) (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

17.契約解除後の帰路手配

当社は、第15項(1)(ア)又は(ウ)の規定によって、旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じお客様が当該旅行の出発地、乗船地等に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

18.旅程管理と添乗員等

- (1) 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努めます。ただし、お客様と当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
- (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を断念し受けられないための必要な措置を講ずること。
- (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣意にかつものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- (2) 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該乗船場所に着く(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機又は列車等を利用する乗車や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りその手配に当たりますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行においては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等)を含みます。この連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様の健康、服装等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

19.当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していたときは、自由行動時中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等)を含みます。の指示に従ういただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でいつでもお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。
- (2) お客様が、次に示すような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- (ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (ウ) 官公署の命令、外国の出入規制、伝染病による隔離又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- (エ) 自由行動中の事故
- (オ) 火災
- (カ) 盗難
- (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急病等が偶然な外来の事故によって身体に障害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、家遺失補償金、遊覧見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、遊覧見舞金として遊覧日数により1万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一つ又は一つについては、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスライディング、マウンテンバイク、スキー、軽自動車運転(モーター・ハンコグライダー、マウンテンバイク、ウルトラライト機)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。

- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被られた損害について補償金が支払われない旨を明示したことに限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が脱走及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく脱走したときは復帰の予定なく脱走したときは、脱走のときから復帰までの間又はその脱走したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5) 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義務を兼ねて行う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の範囲において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

22.オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。)のうち、当社が旅行企画・実施するものの第21項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社が旅行企画・実施するオプションツアーは、パンフレット等に「旅行企画・実施・当社(又は名義観光サービス)」と明示します。
- (2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- (ア) お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
- (イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- (ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承認したときに成立します。
- (エ) 契約成立後、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- (オ) 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅行保証の対象とはなりません。
- (3) 当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第21項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4) 当社は、パンフレット等に「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

23.旅行保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払い旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の差額を補償金、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)～(イ)～(ウ)～(エ)に該当する場合は、差額補償金を支払いません。
- (ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次に示すものであることが明白な場合ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の施設設備の不十分が生じたこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます。
- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- b. 騒乱
- c. 騒動
- d. 官公署の命令
- e. 欠席、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- (イ) 運送・運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- (ウ) 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のための必要な措置
- (エ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであること
- (2) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であること。
- (3) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとします。

当社が差額補償金を支払う変更	変更 補償金の額 = $\frac{\text{お支払い旅行代金}}{100} \times \text{件につき下記の率}$	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② 契約書面に記載した観光施設(レストラン)を含みます。その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金などのへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り適用)	1.0%	2.0%
④ 契約書面に記載した運送機関の種別又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における旅行便の乗継又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種別又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の設備、設備、設備その他の客室の設備の変更	1.0%	2.0%
⑨ 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載された事項の変更	2.5%	5.0%

注1) 旅行開始前とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいいます。旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2) 運送書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えて、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に差が生じたときは、それらの差につき1件として取り扱います。

注3) 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊施設の利用を伴うものである場合は、1日につき1件として取り扱います。

注4) 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5) 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6) 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を連乗せず、第9号によります。

- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4) 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

24.お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

25.通信契約

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の広帯への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当社が提携会社と無署名取扱い契約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等で受け付けない場合もあります。また、提携旅行会社により当該取扱いがでない場合があります。また、取扱い可能なクレジットカードの種別も提携旅行会社により異なります。所定の広帯に会員の署名をいただくクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
- (ア) 通信契約の申込みに応じ、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
- (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

26.その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物取返に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等に案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4) 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

27.旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示します。

28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過で当該契約に關し当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払いを受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証会員にもなっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会のボンド保証制度により、原則として、一定額に達するまで弁済を受けることができます。

29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の委託旅行業者(以下「販売店」といいます。)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するための手配及び受領のための手続きに利用させていただきます。ほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社及び販売店が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 当社は、旅行先でのお客様の買物等の便宜のため、お客様の個人データや郵便品等の事業主に提供することがあります。この場合、お名前、郵便番号、搭乗航空会社等に係る個人データを、電子の方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、申込みの際にお申し出ください。
- (4) 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社の店頭又はホームページ(<http://www.mwt.co.jp>)でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

品番330 23.10. 1×100×500(張納約)

第6回 全国校区・小地域福祉活動サミットinKOBЕ・ひょうご/24年度地域の福祉力セミナー 参加申込書 FAX:078-321-5019

※太線内(個人でのお申し込みの場合は★印)をすべて漏れなくご記入お願いいたします。

都道府県名		受付№	
団体名		申込責任者	
★所在地 個人の場合は自宅		★連絡先TEL/FAX TEL /FAX	
★来場時の利用 交通機関		連絡先E-mailアドレス	
(電車)新幹線・JR・阪神・阪急 航空機・バス・乗用車		(貸切バス) マイクロ・中型・大型・特大	
(バス台数)		(バス乗車人数) 台 約 名	

出展ブース申込 ※申込を希望される場合は 右に○をご記入ください	ポスターなどの展示 ・ 出版物や物産品の頒布 ・ その他()	資料配布申込 ※申込を希望される場合は 右に○をご記入ください
--	---------------------------------	---------------------------------------

フリガナ 参加者氏名 ヒョウゴ タロウ (例) 兵庫 太郎	性別	年齢	所属団体における 役職	1/12 サミット 参加 3,500円	分科会			弁当 (お茶付) 500円	交流会	お土産	宿 泊 プ ラ ン					1/13 オープンショナル ツアー 参加		備 考
					第1 希望	第2 希望	第3 希望				1/11 (金)	第1 希望	1/12 (土)	第2 希望	同室者 番号記入	1/13 地域の福祉力 セミナー 参加	神戸で 震災を学ぼう (1,800円)	
★【申込者1】		50	会長	○	1	5	6	○	○	○	○	B-T	○	A-T	2	○	○	車いす利用 (補助不要)
【申込者2】																		
【申込者3】																		
【申込者4】																		
【申込者5】																		
【申込者6】																		

※宿泊記入欄で、ツインをご希望のお客様は、同室希望者の番号(お名前)を同室者欄へご記入ください。

※手話通訳・要約筆記・車イス補助等を希望される方は備考欄にご記入ください。

※7名様以上でお申し込みの場合は、この用紙をコピーして、申込者7～12と通し番号を修正してお使いください。

申込先	名鉄観光サービス㈱神戸支店(担当:福元・田澤)
	〒650-0038 神戸市中央区西町35 三井神戸ビル3F
	TEL:078-321-5005 FAX:078-321-5019